

川崎市立図書館除籍資料及び寄贈受入外資料の譲渡に関する要綱

平成 26 年 1 月 1 日
25 川教中図第 1044 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、川崎市立図書館において除籍した資料及び寄贈資料のうち受け入れなかった資料を、市民利用施設及び市民等に無償で譲渡することにより、資料の再利用を図り、もって市民の読書普及に資することを目的とする。

(譲渡する資料)

第 2 条 次の資料のうち、再利用に適した資料を譲渡する。

- (1) 川崎市立図書館資料除籍要綱により除籍した資料
- (2) 寄贈資料のうち川崎市立図書館資料収集に関する要綱により受け入れなかった資料

(譲渡先)

第 3 条 資料の譲渡先は次のとおりとする。

- (1) 川崎市が設置する施設
- (2) 市内に所在する国又は普通地方公共団体が設置する施設（前号の施設を除く。）
- (3) 市内に所在する民間の施設又は団体で福祉、医療、生涯学習その他図書館長が適当と認める事業を行うもの
- (4) 市内在住者、市内在勤者、市内在学者、その他館長が認めた者

(譲渡の条件)

第 4 条 資料の譲渡を受けた施設、団体又は個人は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 譲渡を受けた資料を営利目的に使用しないこと。
- (2) 譲渡を受けた資料は譲り受けた目的に従って使用すること。
- (3) 譲渡を受けた資料が不用になった場合は、責任をもって処分すること。

(譲渡資料の表示)

第 5 条 第 2 条の資料を譲渡する場合は、ラベルまたは印により譲渡資料であることを表示する。

(譲渡の申込み)

第 6 条 資料の譲渡を受けるもの（個人を除く。）は、譲渡申込・受領書（別記様式）を提出しなければならない。

(資料の運搬)

第 7 条 譲渡に係る資料の運搬は、譲渡を受けたものが行う。

(違反)

第 8 条 資料の譲渡を受けたものが譲渡の条件に違反したときは、その事実を確認した日以後、そのものに対する譲渡は行わない。

(その他)

第 9 条 この要綱の施行にあたり必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 5 月 30 月から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

川崎市立図書館資料無償譲渡申込・受領書

平成 年 月 日

川崎市立 図書館長 様

施設 (団体) 名

代 表 者 名

住 所

電 話 番 号

利用目的

川崎市立図書館の無償譲渡資料を

冊受領しました。

内訳

一般書	冊
児童書	冊
雑 誌	冊
合 計	冊

なお、利用にあたっては、つぎの事項を守ります。

- (1) 譲渡を受けた資料を営利目的に使用しません。
- (2) 譲渡を受けた資料は譲り受けた目的に従って使用します。
- (3) 譲渡を受けた資料が不用になった場合は、責任をもって処分します。